

2026年4月1日から

# 自転車の違反に青切符が導入！

対象  
16歳以上  
運転免許の有無に関係なし

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者による一定の交通違反に、「青切符（交通反則通告制度）」が導入されます。自転車の交通ルールが変わるのではなく、これまで禁止されていた行為への対応が強化されます。

## 「青切符」とは

一定の交通違反をしたときに交付されるもので、期間内に反則金を納めることで刑事手続きに移行せず、事件が終結される制度

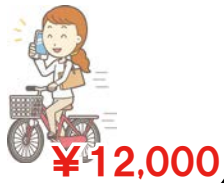
## 自転車の取締りの基本的な考え方

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には現場での「指導・警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような**「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。**

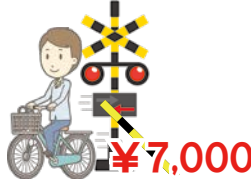
## ！ 青切符の対象となる違反と反則金 !

一発青切符

ながらスマホ



遮断踏切入り



ブレーキ不良



上記の違反は警告を経ず **検挙**（青切符処理）

信号無視



一時不停止



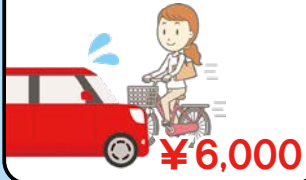
二人乗り



無灯火



右側通行（逆走）



イヤホンの使用



傘さし運転



並走走行



違反の結果  
・実際に交通への危険を生じさせたり  
・事故の危険が高まっているときは

**検挙**（青切符処理）

詳細については、  
こちらをご覧ください。



警察庁  
「自転車ポータルサイト」



「自転車ルールブック」